

# 奈良県歯と口腔の健康づくり 検討委員会について

## ○奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十四号

改正 平成二五年三月二九日規則第一〇八号

[奈良県歯科保健検討委員会規則] をここに公布する。

### 奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則

(平二五規則一〇八・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二五規則一〇八・一部改正)

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 歯科口腔保健に係る計画の策定、進捗の評価等に関すること。
- 二 歯と口腔の健康の保持の推進に資する補助事業の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項

(平二五規則一〇八・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 歯科口腔保健対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(平二五規則一〇八・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
  - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

- 第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。  
(その他)

- 第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までとする。

附 則(平成二五年規則第一〇八号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号

平成 15 年 4 月 4 日

一部改正

医政発第 0523009 号

平成 18 年 5 月 23 日

医政発第 0414005 号

平成 20 年 4 月 14 日

医政発第 0206001 号

平成 21 年 2 月 6 日

医政発 0225 第 10 号

平成 22 年 2 月 25 日

医政発 0330 第 8 号

平成 23 年 3 月 30 日

医政発 0405 第 8 号

平成 24 年 4 月 5 日

医政発 0515 第 7 号

平成 25 年 5 月 15 日

# I 8020運動推進特別事業

## 1 目的

この事業は、国民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

## 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

## 3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（1）から（2）の事業とする。

（1）この事業の実施にあたり、8020運動推進特別事業検討評価委員会を設置すること。

- ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。  
(委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等)
- ・8020運動推進特別事業検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うものとする。

（2）地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科保健事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

ア う蝕予防のためのフッ化物洗口、フッ化物塗布、予防填塞や歯周病予防のための口腔清掃指導等、歯科疾患予防に関する事業

イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検診体制の整備に関する事業

ウ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業

エ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研修事業

オ 要介護者や障がい者（児）と健常者の口腔状況の比較、8020運動と医療費の関係等に係る調査研究事業

カ 地域における食育推進に関する事業

キ その他各都道府県の実状を踏まえ課題を解決させるために必要となる事業

## 4 補助条件

他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。